

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

東近江市立能登川南小学校

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

東近江市立能登川南小学校

I いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な対応があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童等の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童等の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を確認することを排除するものではない。

2 基本的認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要である。この時、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。また、いじめには様々な特質があり、次の①から⑥は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

①いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。

②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

③いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は誤りである。

④いじめに対しては、被害者の立場に立った指導を行う。

⑤いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。

⑥いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

そして、いじめ防止の基本姿勢（ネット上のものも含む）は以下のポイントである。

①いじめをゆるさない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努めるとともに積極的に生徒指導を行う。

- ②いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障すると共に、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。
- ⑤好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、安心・安全な風土の醸成に努める。

Ⅱ 推進体制

1 校内いじめ対策委員会

(1) 目的

いじめ防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等の措置を組織的に行う。

(2) 構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、人権教育主任、低学年・中学年・高学年代表（生徒指導担当）、特別支援コーディネーター、校内教育支援センターコーディネーター、養護教諭、等

(3) 開催

必要に応じて委員会を開催することができる。状況によっては、緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。

Ⅲ いじめの未然防止

いじめの問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。学校では、教育活動全体を通してすべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことであるとの理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育む事が大切である。また、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、すべての児童生徒にとって居心地のよい学校づくりを推進すること必要である。そして、子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的な取り組みを計画し、協力共働体制で実施する必要がある。

1 いじめ問題対策年間計画（別紙参照）

2 子どもや学級の様子を知るために

(1) 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員のいじめに対する気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、子どもたちと場を共にすることが必要である。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

(2) 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、子どもたちへの意識調査や学級内の人間関係を捉える調査等が実態把握の一つの方法として用いることも有効である。

3 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

子どもたちが主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所」をつくる取り組みが大切である。

子どもたちは、周囲の環境によって大きな影響を受けやすい。子どもたちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを核にした（中心に据えた）温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

（１）自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者との関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合える仲間づくりが必要である。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変容する。

（２）子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとして、慕われ、信頼されることが求められている。

（３）心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が必要不可欠のものになってくる。互いに学級経営や授業、生徒指導等について、相談したり、気軽に話し合えたりする職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、心の通い合う学校作りを推進することが必要である。

（４）居場所がある学校生活の実現と授業改善

児童が安心でき、自己有用感が感じられる学校作りに努める。低学年から学習規律を徹底し、全ての児童が参加・活躍できる授業づくりの推進を図る。

4 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験活動を充実させることは豊かな心を育成するポイントである。

（１）人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを子どもたちに理解させることが大切である。また、子どもたちが「人の痛み」を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ることが大切である。

（２）道徳教育の充実

道徳的判断力の未熟さから起こる「いじめ」に対して、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめの問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から起こるものであり、「いじめをしない、許さない」という人間性豊かな心を育てることが大切になる。道徳の授業では、学級の子どもの実態に合った題材や資料等の内容を十分に検討したうえで扱うことが重要である。

（３）体験活動の充実

子どもたちは、自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる喜びに自分自身が気づき、発見して体得していく。しかし、

今の子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、就労体験等の「生きた社会」との関わりが少ない。そこで、学校が意図的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが大切である。

(4) コミュニケーション活動の充実

子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ない。そのため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていく必要がある。子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等な人間関係を築くことが必要である。

5 保護者や地域の方への働きかけ

・地域への働きかけ

P T Aの会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者対象の講演会や研修会、学校・学年だより等による啓蒙活動を積極的に行うことが必要である。さらに、地域において児童の見守りや声かけ等が行われるよう地域へ働きかけることが必要である。

・保護者とともに進める学校づくり

日常的に学校から情報を発信し、学校の考えや児童の様子を公開する。また、情報が学校からの一方通行にならないように、保護者の考えや思いを吸い上げる環境整備を進める。

IV 早期発見、早期解決 ～ 小さな変化に対する敏感な気づき

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいものである。このことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を高めることが求められる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるために

(1) 子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのため、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をしっかりと受け止め、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

(2) 共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

(3) いじめの早期発見

いじめは、決して許されないことであり、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ている。様々な方法を用いて、いじめの把握に努めることが重要である。

○日々の観察

- ・授業だけでなく、休み時間等にも声をかけて、子どもの様子に注意を払う。また、日常の会話や日記等を通して子どもの理解に努める。
- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。

○観察の視点・・・集団を観る視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧かつ継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動が観られた場合、適切な指導を行い、人間関係の修復を図る。

○日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳等の活用によって、担任と児童・保護者が日常的に連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談機能の充実

- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設け、全児童を対象とした教育相談を実施する。

○アンケート調査等

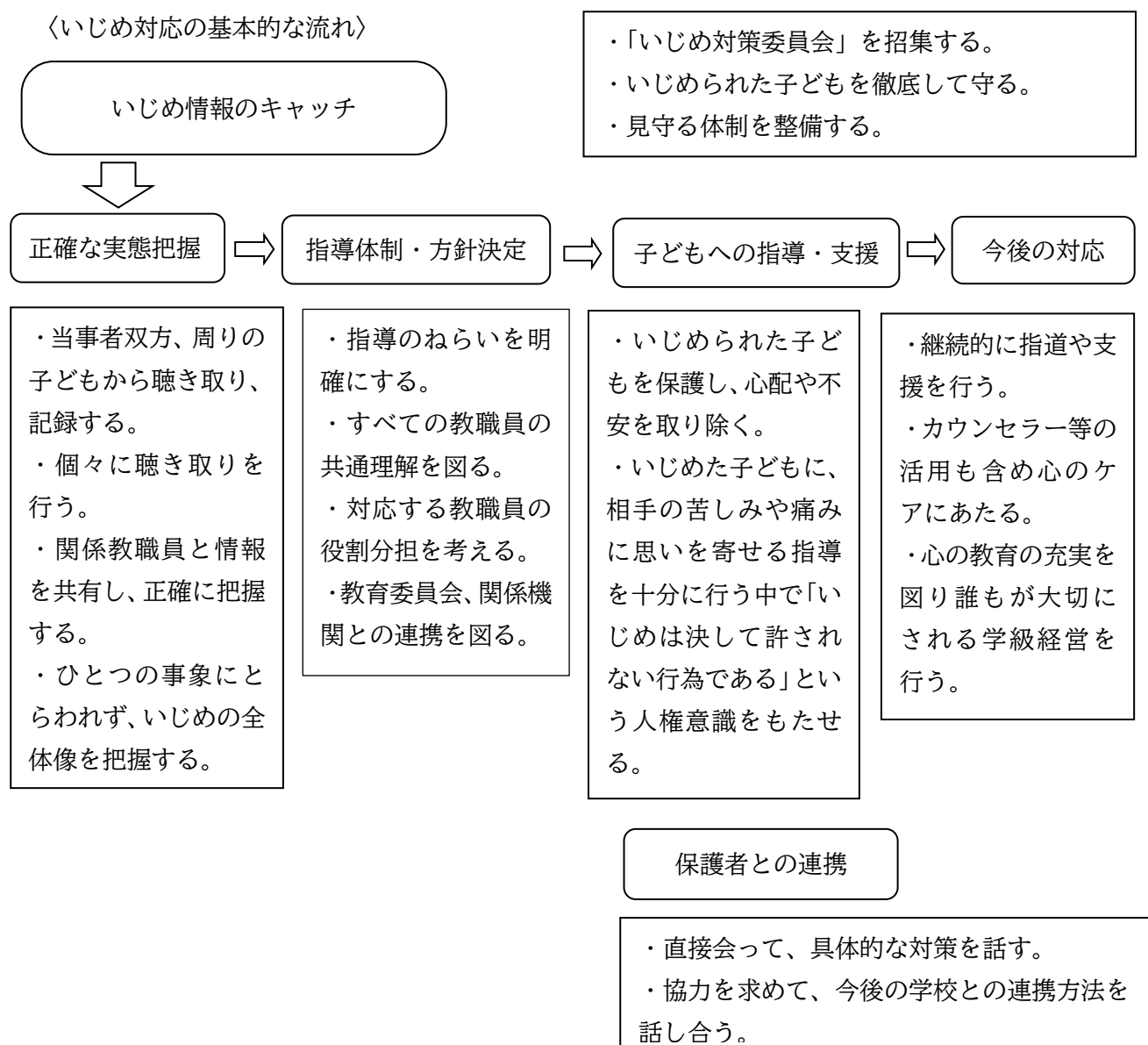
- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、学期に1回実施する。その他、実態に応じて随時実施し、いじめを察知し、早期発見早期対応につなげる。

○教員の資質能力の向上のための職員研修の充実

- ・日々多様化する生徒指導上の問題に対処するために、県や市が主催する研修会に積極的に参加し、指導力の向上を図る。
- ・職務や経験の程度に応じた研修を充実し、組織的対応力、危機管理能力等を高める。
- ・スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用した校内研修を推進し、児童を支援する力量を高める。

V いじめに対する措置

〈いじめ対応の基本的な流れ〉



1 いじめ発見時の緊急対応

児童生徒からいじめの相談を受けた段階あるいは、いじめであることを認知した段階で、既に深刻な状況にあるとの認識に立ち、校長を中心として組織的に対処する必要がある。この場合、いじめを認知した教職員は、その時、その場で、いじめを止めると共に、いじめに関わった関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、速やかに学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守る

いじめられていると相談にきた子どもやいじめの情報を伝えに来た子どもから話を聞く場合は、他の子どもたちの目にふれないように、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要である。状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを守るため、登下校、休み時間、清掃時間等において、教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情をいじめている子どもから聴き取る。さらには、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。保護者に対しては、複数の教職員で家庭訪問をし、事実に基づいて丁寧に行う。

2 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた子どもに対して

○子どもに対して

- ・事実確認と共に、まず、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜く」「秘密を守る」ことを伝える。
- ・解決の希望がもてることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について話し合う。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を図り、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた子どもに対して

○子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分話を聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。そして、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、事実関係を理解してもらう。また、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする気持ちを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけでの問題にとどめず、学級、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることであることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミの報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記等で積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

3 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

(2) 未然防止のために

○学校での情報モラル指導と保護者との連携

・学校の情報モラル指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と密接に連携・協力し、双方で指導を行う。・インターネットや携帯電話・スマートフォンを使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、保護者会や授業に生かす。・ネットいじめの予防を図るため、子どもや保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用のルールづくりを推進する。

○早期発見・早期対応

・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談する。

○関係機関との連携

・写真公開や書き込み画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場疑い」
 - ・児童が自殺を企画した場合・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を負った場合・精神性の疾患を発症した場合
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - ・年間30日が目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手する。
- ③児童保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき
 - ・学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
 - ・児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

重大事態発生 → 学校 → 市教育委員会 → 市長

いじめ問題対策年間計画

		校 内 対 策	校 外 対 策
		実態把握、定期教育相談、校内研修、児童の活動 P T A活動、講演会 等 「くすの木放送」：毎週水曜日	市生徒指導主事・主任会、地域社会との連携、幼小中連携、PTA、諸団体との連携 等
1 学 期	4 月	・ 会 議 生活指導部会 配慮児童に対する意識統一 校内いじめ対策委員会（年間を通して随時） ・ 参 観 日 授業公開 学級懇談会 ・ 特別活動 くすのき目標（年間）	・ 市生徒指導主事・主任会 ・ 校区内生徒指導主事・主任会（随時） ・ PTA 挨拶運動（年間）
	5 月	・ 実態把握 教育相談 家庭訪問 ・ 会 議 生活指導部会 ・ 情報交換 子どもを語る会 ・ 特別活動 1年生をむかえる会	・ 中学校区連絡協議会 ・ PTA 愛の巡回指導（第1・3水曜日）
	6 月	・ 実態把握 教育相談（全児童・保護者） ・ 会 議 生活指導部会	・ 保幼小連絡協議会（中） ・ PTA 愛の巡回指導（第1・3水曜日）
	7 月	・ 研 修 人権教育研修会 ・ 会 議 生活指導部会 ・ 実態把握 個別懇談会	・ PTA 愛の巡回指導（第1・3水曜日）
2 学 期	8 月	・ 研 修 夏季生徒指導研修 ・ 情報交換 子どもを語る会	・ PTA 愛の巡回指導（第1・3水曜日） ・ 市人権教育研究大会
	9 月	・ 実態把握 教育相談（保護者） ・ 会 議 生活指導部会	・ PTA 愛の巡回指導（第1・3水曜日）
	10 月	・ 実態把握 教育相談（保護者）、いじめアンケート ・ 研 修 教育講演会 ・ 会 議 生活指導部会	・ 中学校区連絡協議会 ・ PTA 愛の巡回指導（第1・3水曜日）
	11 月	・ 実態把握 教育相談（全児童・保護者） 子どもを語る会 ・ 会 議 生活指導部会	・ 市生徒指導主事・主任会 ・ PTA 愛の巡回指導（第1・3水曜日）
	12 月	・ 実態把握 個別懇談会 ・ 会 議 生活指導部会	・ PTA 愛の巡回指導（第1・3水曜日）
3 学 期	1 月	・ 実態把握 教育相談（保護者） ・ 会 議 生活指導部会	・ PTA 愛の巡回指導（第1・3水曜日）
	2 月	・ 実態把握 教育相談（保護者） ・ 情報交換 子どもを語る会 ・ 参 観 日 授業公開 ・ 会 議 生活指導部会	・ PTA 愛の巡回指導（第1・3水曜日）
	3 月	・ 会 議 生活指導部会 ・ 引き継ぎ ・ 1年間の反省と今後の課題	・ PTA 愛の巡回指導（第1・3水曜日）